民主の転落は保証書付

論

必! されど現状では虚しき 闘 貴 「違憲状態」下の12・ 16 衆院選 0

政党合併は選ぶ側の不利益

制度の根本見直しも行わずして消 出た。丁度一箇月後の一二月一六 なくとも半数以上の議席を失って 割の見直しは「五人減」と共に約 態」と判定した同院小選挙区の区 党擬』に真面な政治なんか出来は 挙げる迄も無く、個々の政策所が 費増税、……等々と失政の数々を て進まず、公務員制度や公営年金 平洋沖地震)からの復興も遅々とし 日) —、「i三·一一」(東北地方太 の場から退く旨を表明した(二一 首相は「泥鰌総理」の意向を拒ん 地」解消が叶わず一其の下に「張 期途中辞職に因る―との同日投開 る格好で一六日、衆議院の解散に 由民主党』(自民党)の要求に折れ の衆議院議員総選挙。民主党が少 東されたものの実行は来春以降で 最高裁判所が「現行憲法違反の状 沁みつつ認識した三年二箇月余り 内部が一致しない「寄り合いの政 で今回の衆院選に立候補せず国政 日、東京都知事選挙―前知事の任 する事は「保証書付き」だろう。 しない―と云う事を、改めて身に 本人」である民主党政権発足時の (『桁に留まるか?) 野党に転落 「君主 (天皇)制か共和制か」すら 「違憲状態」の儘で行われる今回 『民主党』の「泥鰌総理」が『自 ―沖縄県内の「街中の軍基

禾口

共

されている〔箸の〕—間の合併に 他党の個々の政策について注文を は成らぬからである。 必然と成り、其は選ぶ側の利益に は双方の政策の「摺り合わせ」が 政党―一つの思想信条の下に組織 無い。但、前述二件の合併につい 付ける訳では無いし、其の資格も るを得ず、虚しさをも禁じ得ない。 ては、敵ながら「残念」と言わざ

闘 貴こそ日本政治に必須

内五党は前回 (二〇〇九年八月) 後

に興っている。

見放送」を除く)では「諸派」とでし

般新聞の記事や放送番組(特設の「政

院議員を含む)を擁する党(其未満は 以上の既存の国会議員(「前」衆議

二六日現在、今回の衆院選への

|加を表明している政党は、五人

か扱われない)だけで一四を数え、

答々が独自の立場に拠る主義主張みる一乃至複数の政治団体・其の 貴」)だ! 即ち、一四在る政党 年国民(=有権者)に提供する事が、 更には恐らく今回も新規参入を試 以上が一度に試合を行う事。以下、「闘 ルロイヤル」(格闘技に於いて三人 グマッチ」でも無い。——「バト 心として二手に分かれての「タッ 無ければ、複数の政党が大手を中 を選挙運動の場で正々堂々と互い 先ずは必要不可欠なのだ。 にぶつけ合い、多様な選択肢を成 大政党制の「シングルマッチ」で 在って先ず必要なのは、完全な二 今の日本の政治・立法の領域に

せる一方、「目玉政策」の一つだ 相)候補として衆院選に立候補さ

った「二〇三〇年代に於ける原子

|亦「団体献金の禁止」については 力発電廃止」について年限を削り、 併し、「太陽…」党首だった前東 がれ日本」改め「太陽の党」を合

京都知事を代表且つ総理大臣(首

首)を務めて来た大阪府大阪市長

衆議院解散の翌日、設立し代表(党

の会』(以下、「維新」)は前述の

其の五党中の一党・『日本維新

が「代表代行」に降格、「たちあ

PP (環太平洋経済連携協定)・脱 原 合併・再発足したものだ。 P……する党」とが、二二日付で 衆議が設立したばかりの「反TP 本」と、『国民新党』の創設者に 発(原子力発電)を実現する党』成 して同党から「脱走」した(?)前 市長が党首を務めて来た「減税日 る珍名の党も在る。愛知県名古屋 五党の中には『減税日本・反 本党・全日本共和党としては、 Т

> 国・日本の「新たな出発」―回帰 そう云う過程を経ずして、此の 出来る党が勝ち残って、次の国政 は創業時から考え続けている。 では無く―も在り得まい、と本党 定の時代が其処から始まる。 内一つの政党が過半数を占めた時 選挙を通して縒り多くの議席を得 体的且つ建設的に提案そして実行 うが、其を通して、大多数の成年 国政は一時的に混乱する事と成ろ 国民の希望と利益に叶う政策を具 にぶつけ合って議論を戦わせる。 一時的な混乱から脱して新たな安

現憲九条に囚われてる「平和…」

わなくとも、アメリカ合衆国又は其の 皇を「元首」として君主制を護持 の改定(「自主憲法制定」を含む。以 念」と前述したが、今回の衆院選 貴」に参加出来ぬばかりか、本党 軍事同盟下に在る他国が武力攻撃を受 自衛権」(日本の領域が武力攻撃に遭 する事・軍隊を持ち且つ「集団的 下、改憲)を唱える数党は全て、天 や自民党を含め、現行日本国憲法 に参加を予定の一四党中、「維新」 新興政党間の合併を敵ながら「残 の中には存在しない、と云う事だ。 の主義主張に限り無く近き政党 残念且つ悔しい事は、本党が「闘 [或いは政治団体] が前述一四党 今一つ、今回の衆院選について 「第三極云々」と云われている

は委員会室〕に於いて独自の立場 分け合う様な形で国政の場に進出 政党〔或いは政治団体〕が議席を に拠る主義主張を正々堂々と互い し、其等各々の政党が議場 新規参入組を含め複数且つ多数の そして当該選挙 (投票) の結果、

> 国に対して武力を行使する権限)の行 ものと見做し、攻撃を行った当該相手 けた場合に「自国が武力攻撃を受けた」

る。――是等は何れも、本党の『新 三点については見解が一致してい 国歌として憲法に明記する事―の 使を可能とする事・『君が代』を

論説/政治 国政 立法

の見解とも相容れなかろう。 も其の範疇に含まれるとされてい れる各党 (既存の『日本共産党』や『社 対抗する所謂「平和勢力」と云わ し、「現行憲法の擁護」(以下、 会民主党』の他、新設の『みどりの風』 「日本国憲法」案』とは相容 彼等「右・保守」に

と「信教の自由」に関して)を根拠と 備の不保持)と第三章 (国民の権利と 党としては思えて止まぬからだ。 り、他の章や条文に迄は頭が廻ら 第三章の一部条文とに目が行く余 敢えて言うのは、前述の第九条と い所)。是を「囚われている」と 共産党も「護憲」を唱えるとは矛盾も好 批判的に言及している。が、其で居て る第四章以降については全くと言 義務)の一部条文(主に「表現の自由」 紛争解決手段としての戦争の放棄と軍 彼等は、現行憲法の第九条(国際 うか囚われている〔と言って良い〕。 憲」)に未だに拘っていると云お ない状況に置かれている様に、 一章(天皇)については共産党だけが って良い程、言及していない して「護憲」を唱えている様だが 一方、政治機構について定めてい 其の所謂「平和勢力」の各党は併 (第 「護 本 3

且つ計画的に営む為の利益」に叶 う制度なのか。首相を始め他の閣 を〔可能な限りに於いて〕安定的 利益」そして「国家と云う共同体 が果たして、「選ぶ側にとっての 成る下院 (衆議院) が優越の二院制 散―其から選挙後の当選証書の交 う 「国事行為」) で殆ど突発的に解 斯く仰せに成った」式(内閣〔総理 政者の都合で不定期且つ「陛下は 付迄は必然的に「政治空白」―と 大臣(首相)〕が天皇の名を借りて行 例えば…。今回もそうだが、為

> 興・再建―其の地に居座らねば判 司。る「議院内閣制」が、例えば且つ国会議員を兼ねつつ行政も 少なからず居るだろう。彼の「三・ うした現行憲法下の政治制度に少 得る制度なのか。等々…。――こ らぬ事が多い―を果たすに機能し | 故に壊滅状態と化した共同体の復 の数が多くなっているのでは無か 一一」以降は特に、そう云う人々 所謂「平和勢力」の人々の中にも なからず疑問を持っている人々が、 僚も原則として国会議員から選び 「三・一一」の如き「自然の狂気」

改憲には改憲で対抗を

組み立てて戴く事を、原作らお勧 失せてる感を否めぬ今の日本の政 巡ってお互いに「攻め」の姿勢で う一国家に於ける「最高の法」を うではないか。其・即ち憲法と云 案を提示した上で、「闘貴」に臨も から見直し、改めるべきは改めて も、現行の日本国憲法を一旦、「零」 せよ。「右・保守」では無い各党 から其を参考としつつ、憲法案を 法」案』を一度、お読みに成って ある―と〔本党の『新「日本国憲 治に在って何よりも必要不可欠で 議論を戦わせる事こそが、活力が い。「改憲」には「改憲」で対抗 かも知れぬ。が、敢えて言おう。 ら憲法を見直すには「余裕無い」 「右・保守」とは一線を画す改憲 衆院選の公示迄あと七日。今か ―「護憲」は「守り」でしか無